

# 地域全体で子どもを育てる学校部活動及び地域クラブ活動に関するガイドライン

令和7年3月

東庄町教育委員会

# 目 次

はじめに	1
本ガイドライン策定の趣旨	2
<b>1 学校部活動</b>	<b>2</b>
(1) 適切な運営のための体制整備	2
①学校部活動に関する方針の策定	2
②指導・運営に係る体制の構築	3
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	4
(3) 適切な休養日等の設定	4
(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	5
(5) 学校部活動としての地域連携	6
<b>2 地域クラブ活動</b>	<b>6</b>
(1) 適切な運営のための体制整備	7
①参加者	7
②運営団体・実施主体	7
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	7
①指導者の量の確保	7
②指導者の質の保障	8
(3) 適切な休養日等の設定	9
(4) 地域の特性を活かした活動	10
(5) 責任の所在と保険の加入	10
(6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	10
<b>3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備</b>	<b>11</b>
(1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い	11
(2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理	11
(3) 地域公共団体における総合的・計画的な取組	12
<b>4 大会等への参加</b>	<b>13</b>
(1) 生徒の大会参加	13
(2) 大会運営への従事	13
<b>5 安全に配慮した体制整備</b>	<b>14</b>
おわりに	16

## はじめに

スポーツ・文化芸術活動は、人類が生み出した貴重な文化であり、障害の有無や年齢、性別の違いを越えて、その喜びを分かち合い、感動を共有することを可能とするものである。

東庄町では、『第6次東庄町総合計画 後期基本計画』を策定し「次代につなぐ人づくり地域づくり」を目標に学校教育・生涯学習の充実を目指している。

こうした中、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動は、学校教育の一環として広く部活動が担ってきた。学校部活動では、誰もが手軽にスポーツ・文化芸術活動に触れられることで、健康で豊かな生活を実践する入口を提供してきただけでなく、社会性の獲得、家庭環境に起因する学校外活動の格差是正等、子どもたちの心身の健全育成に貢献してきた。

一方、中学校の部活動の運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務でありながら、教師の献身的な支えにより実現されてきた。これにより、教師の超過勤務時間が問題視されている。また、少子化が進行する中、部員減少に伴い活動維持が困難となる部活動も出はじめている。

以上のことから、教師の働き方を見直し、教師が教師でしか担うことのできない授業や子どもたちと向き合う時間に注力できる環境を整備するとともに、学校を地域社会の一部として、引き続き希望する生徒がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会を確保するための在り方について本ガイドラインに整理することとした。

また、学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、地域の特徴や、幅広い年代による地域社会の特性を活かし、誰でも自分なりの関わり方を選ぶことのできる新たなスポーツ・文化芸術活動の基盤を構築するために、望ましい地域連携の在り方について本ガイドラインにより整理するものである。

なお、本ガイドラインを策定するにあたっては、香取地域の一市三町が同じ認識を共有していくために「香取地区学校部活動及び地域クラブ活動に関するガイドライン等検討委員会」で協議等をしながらとりまとめている。

## 本ガイドライン策定の趣旨

### (1) 趣旨

本ガイドラインは、学校を含めた地域全体における子どもたちのスポーツ・文化芸術環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、新たな地域クラブ活動を推進するための東庄町の考え方を示すものである。

### (2) 対象

ア 本ガイドラインは、義務教育である中学校の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

イ 本ガイドラインのうち「1 学校部活動」「5 安全に配慮した体制整備」については、小学校についても対象とするが、児童の心身の発達の程度にさらに配慮するものとする。

ウ 本ガイドラインのうち「2 地域クラブ活動」「3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備」「4 大会等への参加」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とする。

## 1 学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教育課程との関係は以下のとおりである。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

### (1) 適切な運営のための体制整備

#### ① 学校部活動に関する方針の策定

ア 教育委員会は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）に則り、本ガイドラインを参考に、「部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、教育委員会が策定した「部活動の方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、前記イの活動方針、活動計画及び活動の様子を積極的に外部へ情報発信することに努める。

エ 教育委員会は、前記イについて、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、地域の実情に合った簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

## ② 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員<sup>1</sup>や外部指導者<sup>2</sup>等の適切な指導者を確保することを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。

イ 教育委員会は、部活動指導員を確保し、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担える体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を配置し、教師の負担軽減を図る。

ウ 教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

エ 教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。

オ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤記録調査の結果、本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

1 部活動指導員とは、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員のことをいう。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 外部指導者とは、無償又は有償のボランティアとして、部活動顧問の運営方針の下、顧問と協力、連携しながら、主に技術面における指導を補佐する地域人材のことをいう。

カ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

キ 教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

## (2) 合理的かつ効果的な活動の推進

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮を含む）、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。

特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。

オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が示す指導の手引きを活用し、前記アからエに基づく指導を行う。

## (3) 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内

外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点、前記（１）②エの視点を踏まえ、以下を基準とする。

●適切な活動時間

活動は平日を基本とし、１日の活動時間は、長くとも２時間程度とする。なお、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも３時間程度とする。

●休養日の設定

学期中は平日に１日以上、週末に１日以上、少なくとも週当たり２日以上、休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 教育委員会は、（１）①に掲げる「部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、活動時間及び休養日等を設定し、明記する。また後記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、（１）①に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 活動時間及び休養日等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることが考えられる。

#### （４）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 教育委員会及び校長は、学校の指導体制に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

- 例)
- ・複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
  - ・レクリエーション志向で行う活動
  - ・体力づくりを目的とした活動
  - ・体験教室などの活動
  - ・誰もが一緒に活動することのできるアート活動

イ 教育委員会は、合同部活動や複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、学校や地域の実態に応じて円滑に活動を行うことのできる取組を推進する。その際、前記（１）②アの観点も参考とする。

ウ 教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

## (5) 学校部活動としての地域連携

ア 教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、特別支援学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

ウ 地域のスポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、教育委員会が実施する部活動顧問や部活動指導員に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めるとともに、休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やすように努める。

オ 教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## 2 地域クラブ活動

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

これを踏まえ、地域クラブ活動は、学校と連携し、公立中学校において学校部活動の維持が困難となる前に、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点から、活動の機会及び質の充実を図ることが重要である。

本ガイドラインでは、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、

地域から支えに行く視点の重要性にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について整理する。

ア 教育委員会は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

## (1) 適切な運営のための体制整備

### ① 参加者

ア 従来の学校部活動に所属していた生徒、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を対象とする。

イ 実際の活動にあたっては、前記アに加え、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、当該クラブ活動における従前からの参加者や、参加を希望する様々な年代の参加者とともに活動することも考えられる。

### ② 運営団体・実施主体

ア 教育委員会は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、想定される運営団体・実施主体は以下のとおり多様であり、地域の実情に応じて整備・連携していく必要がある。

例) ・総合型地域スポーツクラブ ・スポーツ少年団 ・地域のスポーツ協会  
・競技団体 ・クラブチーム ・プロチーム ・民間事業者 ・大学  
・フィットネスジム ・文化芸術団体 ・地域学校協働本部 ・保護者会  
・同窓会 ・町自治体 ・複数の学校の部活動が統合して設立する団体

イ 町並びに各スポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉』に準拠した運営を行うことが求められる。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、規約、名簿、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成して保護者に知らせる。

## (2) 合理的かつ効果的な活動の推進

### ① 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、希望する教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 教育委員会は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、必要に応じて人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。その際、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「J S P O」という。）が運営する公認スポーツ指導者マッチングサイトや千葉県が設置する広域人材バンク（ちばクラサポ）を利用することが考えられるが、地域に根付いたスポーツ・文化芸術環境を構築する観点から、あくまで域内の指導者不足に対する補填的な利用とする。

ウ 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、必要に応じ I C T を活用し遠隔指導ができる体制を整える。

エ 教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師又は職員が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。その際、関係法令、国が示す手引き等も参考としつつ、以下の点に留意する。

●本人の意思の尊重

教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、兼職兼業を希望しない教師等が、やむを得ず兼職兼業を申請することがないように、申請者本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、学校や地域クラブ活動の運営団体等と連携の上、教師等の健康、本来業務への支障がないことも勘案して許可する。

例) 条例等に定めた勤務時間外における教師等の在校等時間に、兼職兼業により従事する時間を加算した時間が、複数月平均で月当たりの超過勤務時間 80 時間を超えないよう確認するとともに、適宜、支援及び指導・是正を行う。

●安定的な指導者の確保

地域のスポーツ・文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際は、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。

●身分の明確化

教育委員会は、地域クラブ活動における教師等の関与の実態の把握に努め、教師等が地域クラブ活動の実質的な指導者として恒常的に関与している場合、その管理主体を明確にする。

② 指導者の質の保障

ア 教育委員会は、生徒にとってふさわしいスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

イ 教育委員会は、J S P Oをはじめとしたスポーツ・文化芸術団体や千葉県が主催する指導者資格取得制度を、関係部署や団体等に広く周知するとともに、適宜活用する。

ウ 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、各スポーツ・文化芸術団体等と連携し、指導者の質を保障するための研修等実施の際、指導技術の担保や生徒の安全・健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質に関することのみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、これまでの部活動の意義や役割についても継承・発展させられるよう、学校教育関係者とも必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた活動ができるよう留意する。なお、地域文化クラブ活動においては著作権についても指導者の理解を深める。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者に問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。教育委員会は、地域の実情に応じて、地域クラブ活動の運営団体と連携しつつ、解決に向けた支援を行う。

オ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体及び指導者は、「1 学校部活動（2）合理的かつ効果的な活動の推進」の内容に準じ、適切な指導の実施に努める。教育委員会は適宜、助言及び支援を行う。

### （3）適切な休養日等の設定

ア 地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう「1 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、市町の行政機関及び各スポーツ団体や保護者等との連携の在り方を踏まえ、地域クラブ運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者で調整を図る。

#### ●適切な活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

#### ●休養日の設定

学校の学期中は、平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、当該活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体が示す計画表の公表に当たっては、上記アの基準を踏まえ、活動時間及び休養日等を設定し、明記することが望ましい。また、教育委員会は、活動実態の把握に努め、適宜、助言及び支援を行う。

ウ 校長及び教育委員会等は、教師等に兼職兼業を許可する際、上記アも教師等の健康、本来業務への影響に関連すること、併存する学校部活動と同様に教育的意義を有することを踏まえ、地域クラブ活動の運営団体等と適切に連携し、活動実態の把握に努める。

エ 活動時間及び休養日等の設定については、学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、各部活動及び地域クラブ活動共通、学校区全体の休養日を設けることが望ましい。

#### (4) 地域の特性を活かした活動

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけでなく、地域の中学校や小学校等を活用する。

イ 教育委員会及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校・行政・関係団体で構成する協議会等を通じて地域クラブ活動が利用する際の利用ルール等を策定する。なお、策定に当たっては、各種通知や手引き等を参考に取る。

ウ 教育委員会及び校長は、地域クラブ活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

#### (5) 責任の所在と保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等を明確にし、定款や規約等に明記するだけでなく、地域クラブ活動の指導者や参加者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、指導者や参加者等に対して保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

なお、学校部活動と地域クラブ活動が併存することを踏まえ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。

#### (6) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 教育委員会は、学校施設や公共施設等を可能な限り利用しやすいようにし、送迎面や地域クラブ活動への参加費用等、生徒が参加しやすい環境整備に努める。

ウ 教育委員会は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、支援を受けられる体制の整備に努める。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞』に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

### 3 学校部活動を地域へ移行するための環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進するに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要がある。

#### (1) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取扱い

ア 休日における地域クラブ活動への移行をおおむね達成する目標時期について、国が示す令和5年度から令和7年度末までの改革推進期間を踏まえ、次のとおり段階的なスケジュールとする。

令和5年度：実証的に1部活動の地域移行

令和6年度：前年度の取組を踏まえ、1部活動以上の地域移行

令和7年度：前2カ年の取組を踏まえ、複数の部活動の地域移行を目指す  
年度末までに全部活動地域移行完了までの推進計画を示す

イ 教育委員会は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

#### (2) 学校部活動と地域クラブ活動の関係性の整理

ア 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域クラブ活動環境整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組み、前記アを推進する中で、課題を整理し関係者間で丁寧に検討し、方針を決定する。

ウ 東庄町教育委員会は、学校・行政・関係団体で構成する協議会等において、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、学校部活動との活動内容のバランスを考慮した上で、地域クラブ活動環境の整備に努める。また、協議会等における検討状況等については、適宜情報を発信する。

エ 改革推進期間終了後も休日に学校部活動を実施する場合には、生徒の活動環境を確保するとともに、教師の適切な勤務時間管理にも配慮する観点から、原則として部活動指導員による運用とし、できるだけ早期に地域クラブ活動へと移行する。

オ 学校部活動と地域クラブ活動の「適切な休養日等の設定」は、活動ごとの適切な休養日等の設定ではなく、成長期にある生徒に対し、心身の成長への影響に関する知見を根拠とすることから、学校部活動と地域クラブ活動の両方へ参加している場合、総括した活動として捉え、総合的に遵守する必要があることに留意する。

### (3) 地域公共団体における総合的・計画的な取組

ア 教育委員会は、前記(1)から(2)の内容を踏まえ、具体的なスケジュールを含めた推進計画を策定する。

イ 前記アについて、教育委員会は、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や方針、具体的な取組内容、見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

ウ 教育委員会は、関係部署・団体の緊密な連携・協力に基づき、計画の各段階における課題を整理し、合理的な推進組織体制を整備する。その際、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備であることから、計画の進捗状況に応じて地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署を含め調整する。

エ 教育委員会は、域内のスポーツ協会及び文化振興財団・文化協会などの団体が、市町村の取組に多面的に協力するとともに、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行うことができるよう連携する。

オ 教育委員会は、域内の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画することができるよう連携する。

カ 東庄町のスポーツ推進委員は、地域のスポーツ関係団体との連絡調整や、情報提供、指導者の確保等、東庄町の求めに応じて地域スポーツ環境の整備に参画する。

キ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を活かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、教育委員会の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

## 4 大会等への参加

### (1) 生徒の大会参加

- ア 香取小中体連並びに教育委員会は、生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、各大会の主催者と連携しつつ、学校部活動において生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。
- イ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、前記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ウ 大会等の主催者は、生徒間の交流を主目的とした大会、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなど、多様なニーズに応じた大会の在り方を検討する。
- エ 各種大会への送迎は、基本的には保護者が行き、事故等の責任は保護者が負う。なお学校部活動において校長の判断により教員の引率を必要とする場合は、この限りではない。

### (2) 大会運営への従事

- ア 大会の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対し、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- イ 教育委員会や校長は、大会運営に参画する教師等の服務について、大会の主催者からの委嘱を受けて従事することから、実費弁済の範囲を超えて報酬を得る場合には兼職兼業の許可を要する。その際、大会が教師等としての勤務時間内に行われる場合は、併せて職務専念義務の免除手続きが必要となることに留意する。

## 5 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、望ましい体制整備の方向性を示す。

ア 教育委員会及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、法令に基づいて施設や設備の定期的な安全点検を行うだけでなく、指導者や参加者に対しても、日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・是正を行う。

イ 教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体において、活動する施設や設備を供用する場合、それぞれが円滑に管理できる体制を構築する中で、AEDの使用が容易であり、施設や設備を使用前後の状態や安全面に関する引継ぎも併せて把握できる環境の構築に配慮する。

ウ 教育委員会及び地域クラブの運営団体・実施主体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。その際、安全確保への協力体制として、必要に応じて危機管理マニュアルを共有したり、保護者への連絡等に関する連携をしたりする等が考えられる。

エ スポーツ・文化芸術活動の指導者には、安全上の配慮及び緊急事態時の対応が求められることを鑑み、活動内容や指導対象に応じて一次救命処置講習を受けることが望ましい。

オ 大会等の主催者は、安全面を確保するため救護として、養護教諭や看護師等に協力を依頼し配置する。

カ 熱中症への対応については、活動の内容や気象条件に応じてリスクが高まること。また、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。

したがって、下記の基準を共有するとともに、学校・行政・関係団体で構成する協議会の連絡システムを活用するなど、熱中症警戒アラート等の情報を伝達する仕組みを整備し、必要な連携を行う。

また、大会等の主催者は、夏季であれば空調設備の整った施設の確保や、暑さ指数(WBGT)等の客観的数値に基づいた開催基準の設定、試合数の調整等、生徒の体調管理を最優先した対応を行う。

なお、暑さ指数(WBGT)については、運動を伴う活動前に毎回、計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中適宜、計測・確認する。

表1 暑さ指数 (WBGT) に応じた注意事項等  
 (出典：環境省夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020 を一部改変)

暑さ指数 (WBGT)	湿球温度	乾球温度	注意すべき活動の目安	日常生活における注意事項	熱中症予防運動指針
<b>35℃以上 熱中症特別警戒アラート発表 いのちを守る行動を取る★1</b>					
<b>33℃以上 熱中症警戒アラート発表 運動中止★2</b>					
<b>31℃以上</b>	<b>27℃以上</b>	<b>35℃以上</b>	すべての生活活動でおこる危険性	外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	<b>運動は原則中止★3</b> 特別の場合以外は運動を中止する。特に幼児児童生徒の場合は中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	<b>嚴重警戒 (激しい運動は中止)</b> 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休憩を取り入れる。	<b>警戒 (積極的に休憩)</b> 熱中症の危険度が増すので積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	<b>注意 (積極的に水分補給)</b> 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

- ★1 室内において、エアコン等の設置により、暑さ指数 33℃未満の状況を維持できる場合を除く。校長等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断する。
- ★2 身近な場所での暑さ指数 (WBGT) を確認し、涼しい場所以外では、運動等を中止する。  
\*熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針 (環境省大臣官房環境保健部) 参照
- ★3 特別の場合とは  
 医師、看護師、一次救命処置保持者のいずれかを常駐させ、救護所の設置、及び救急搬送体制の対策を講じた場合、涼しい屋内で運動する場合等のこと。
  - 1 一次救命処置保持者  
心肺蘇生法及び AED の一次救命処置に係る救急救命の講習を受けており一次救命処置ができる、かつ熱中症の応急処置について理解しており、処置行動がとれる者。
  - 2 救護所の設置  
風通しのよい日陰や、できればエアコンの効いた室内等で、当事者が避難及び休憩できる場所を設置してあること。
  - 3 救急搬送体制  
当事者の応急処置、救急車の要請等、有事の際の救急連絡体制が整っていること。  
\*熱中症警戒アラート (試行) の運用指針、日本スポーツ協会熱中症予防運動指針を参照

## おわりに

学校部活動は、長年にわたり広く生徒のスポーツ・文化芸術活動の活動基盤を担ってきた我が国の普遍的な文化である。今日まで部活動に少なからず関わったことのある、あらゆる年代において、部活動の意義は生涯実感し続けるものであり、等しくその価値の継承が望まれているところである。

また、それ故に新たなスポーツ・文化芸術活動環境の構築に当たっては、従前の方法や価値観にとらわれず、柔軟な思考と強い意志を持って取り組む必要があると考える。

東庄町としては、部活動の教育的意義を過小評価することなく、また、一方で生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を存続させるためには、地域全体での一体的な取組が不可欠であることを踏まえ、学校単位の取組から地域単位の取組へと移行する方向性を示したところである。

本ガイドラインは、スポーツ庁、文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、千葉県教育委員会、千葉県環境生活部スポーツ・文化局が策定した「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を参考にして、東庄町のガイドラインを示したものである。なお、本ガイドラインは必要に応じて見直しを図り、改定していく。

おわりに、本ガイドラインをもとに、教職員の働き方改革の実現を図るとともに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境が構築されることを望んでいる。

### <参考・引用文献>

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」  
令和4年12月 スポーツ庁 文化庁
- ・「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」  
令和5年3月 千葉県教育委員会、千葉県環境生活部スポーツ・文化局